

中央区立中央会館等の指定管理者候補事業者の選定について

👉 **令和8年3月31日で指定期間が終了する中央会館等区民部所管施設について、選定委員会を設置するとともに、指定管理者候補事業者の選定を行う。**

概要

1 対象施設及び指定期間

対象施設	指定期間
①中央会館	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
②総合スポーツセンター・浜町運動場・月島スポーツプラザ	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）※
③月島運動場	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

※総合スポーツセンター・浜町運動場・月島スポーツプラザの指定管理者については、総合スポーツセンターが大規模改修期間中であることに加え、日本橋中学校の体育授業等での利用も予定されていることから、利用者の安全性の確保及び効率的な施設運営に資するため、大規模改修工事と日本橋中学校浜町校舎期間が重なる令和8年度及び令和9年度の2年間について特命により選定を行う。

2 選定委員会の設置及び構成

- 選定に当たっては「区民部指定管理者選定委員会」を設置する。
- 選定委員会の構成：学識経験者1名、利用者代表者3名、中小企業診断士1名、専門委員1名
区の職員3名（区民部長、施設を所管する課長）

中央区立中央会館等の指定管理者候補事業者の選定について

3 事業者選定

- 選定方法：対象施設①及び③については、公募型プロポーザル方式とし、書類審査及びプレゼンテーションを行う。
対象施設②については、特命により候補者の選定を行うこととし、書類審査及びプレゼンテーションを行う。
- 選定基準：運営方針、利用者サービス及び利用率の向上について、施設の運営体制及び組織、実績及び経験、運営経費及び収支計画、事業者の財務状況等を総合的に評価する。

スケジュール

令和7年	5月28日(水)	第1回選定委員会（募集要項、選定基準の検討）
	7月下旬	募集締切
	8月下旬	第2回選定委員会（書類審査）
	9月下旬	第3回選定委員会（候補事業者の選定）
11月	1月中旬	第四回区議会定例会に上程（指定管理者の指定）